

倒産法改正への30講

目次

発刊にあたって	1
改正提案の主要な論点	[須藤 英章] 5
二井研究会の改正30について	[宮川 勝之] 12

① 更生手続と再生手続の棲み分けの見直し

.....[廣瀬 正剛] 1

〈提言の骨子〉1

第1 問題提起2

第2 交錯事案における現行法の問題点2

1 再生管財人による募集株式発行の条項を含む計画案の提出権限2

2 一般社団法人の場合の事業譲渡5

3 有価証券提出義務の免除等5

4 DIP型更生手続における問題点6

第3 立法的解決の方向性7

1 個別問題点ごとに立法措置を図る方法7

2 会社更生法と民事再生法との棲み分けの見直し7

② いわゆるプレ DIP ファイナンスの保護にかかる

規定の新設[片上 誠之] 11

〈提言の骨子〉11

第1 プレ DIP ファイナンスの有用性とその積極的活用の重要性11

第2 現行法での取扱手法とその問題点12

第3 プレ DIP 債権を優先的に取り扱うことの合理性——債権者

平等原則との関係15

1 問題の所在15

2 同意債権者との関係15

3 非同意債権者との関係16

第4 優先的取扱いのための要件とその他の条項18

1 プレ DIP ファイナンスの積極的活用を促進させる観点からの要件18

2 私的整理手続に関する要件20

3 借入条件に関する要件21

4 再建型手続における強制執行および仮差押えの中止等の命令22

5 プレ DIP ファイナンス実行後、申立てまでの期間にかかる要件24

6 いわゆる二次破綻の場合の取扱い24

第5 改正条項案26

③ 倒産手続における当事者主義構造の導入

.....[福岡真之介] 28

〈提言の骨子〉28

第1 問題意識28

第2 現状の問題点29

第3 検討30

1 情報開示30

2 債権者が倒産手続に積極的に関与できる機会・仕組み31

第4 立法提言34

④ 破産、民事再生および会社更生における手続開始

決定の障害事由の見直し[岩崎 通也] 35

〈提言の骨子〉35

第1 破産法における問題点36

1 現行法における破産手続開始決定	36
2 現行法の問題点	38
3 現行法における対応	40
4 改正案の検討	41
第2 民事再生法および会社更生法における問題点	44
1 現行民事再生法および会社更生法における手続開始決定の 障害事由	44
2 現行法の問題点	44
3 改正案の検討	45
第3 改正の提言	45

⑤ 民事再生における一般優先債権に基づく強制執行等および滞納処分の中止・取消制度の導入

……………〔大澤 康泰〕 47

〈提言の骨子〉 ……………47

第1 現行制度の検討	48
1 法制審議会における議論	48
2 優先的債権に関する現行制度の構造	48
3 現行制度の問題点	49
第2 改正への提言	53
1 改正提言の概要	53
2 改正の具体的内容の検討	53
3 具体的な改正案	54

⑥ 弁済禁止命令の類型化

……………〔松村 昌人〕 61

〈提言の骨子〉 ……………61

第1 問題の所在	61
第2 解釈固定化の副作用	63
第3 解釈指針例（参考）	64
1 弁済金の保全命令関係	64
2 監督命令関係	66

⑦ 担保権実行手続の中止命令

……………〔新保 勇一〕 69

〈提言の骨子〉 ……………69

第1 意見聴取の実施時期	70
1 問題の所在	70
2 現行法および現在の運用	71
3 法改正の必要性	72
4 結論	74
第2 条件付き中止命令	74
1 条件付き中止命令の必要性	74
2 法改正の必要性	76
第3 改正の提言	77

⑧ 管財人および再生債務者の第三者性の立法による明確化の是非

……………〔桑田 寛史〕 78

〈提言の骨子〉 ……………78

第1 管財人等の第三者性に関する議論状況	78
第2 明文規定を設ける際の問題点①：一定の場合に管財人等の 第三者性を否定する有力説との関係	80
第3 明文規定を設ける際の問題点②：将来債権譲渡の効力に関 する議論に与える影響	82

第4 結語	85
9 譲渡禁止特約付債権の譲渡	
.....〔上床竜司・八束美樹〕	86
〈提言の骨子〉	86
第1 はじめに	86
第2 倒産開始前の譲渡禁止特約付債権の譲渡	87
1 法制審議会民法部会における議論	87
2 改正検討の方向性	90
第3 倒産開始後の譲渡禁止特約付債権の譲渡	91
1 法制審議会民法部会における議論	91
2 金銭債権の譲渡	91
3 非金銭債権の譲渡	98
10 弁済禁止の例外として保護される一般の商取引 債務の要件	
.....〔金井 暁〕	102
〈提言の骨子〉	102
第1 近時の商取引債権保護の状況	103
第2 商取引債権保護に関する改正提言の要否・改正の方向性	104
1 問題意識・他の立法提言の考え方	104
2 具体的な改正案	106
第3 再生手続における商取引債権保護の実務運用	110
11 破産手続における損害賠償請求権者の保護	
.....〔吉田 和雅〕	112
〈提言の骨子〉	112
第1 問題の所在	113

第2 立法的解決の必要性	114
1 必要性の検討	114
2 現行法下における限界	116
3 小 括	118
第3 立法的解決の方法の具体的検討	118
1 一般的な破産債権との関係での優先性	118
2 優先的破産債権または財団債権としての優先性	119
第4 損害賠償請求権に優先的地位を認める際の問題点とその解 決に向けた試案	121
1 損害賠償請求権の債権額確定の困難性	121
2 試 案	121
12 破産法104条5項前段「破産者の債務を担保する ために自己の財産を担保に供した第三者」——保 証人の破産手続との関係	
.....〔古里 健治〕	127
〈提言の骨子〉	127
第1 破産法104条5項前段の文言および立法趣旨	127
第2 物上保証人の法的定義	128
第3 保証人兼物上保証人と破産法104条5項	129
1 保証人兼物上保証人	129
2 前提となる権利関係	129
3 条文の文言——「破産者の債務を担保するために自己の財 産を担保に供した第三者」	130
第4 検討——改正提言	130

13 財団債権関連規定の改正

……………〔俣野 紘平〕 132

〈提言の骨子〉……………132

第1 はじめに……………132

第2 財団債権に関する現行破産法の規定……………133

第3 現行破産法において財団債権の規定がおかれた経緯……………134

第4 検討すべき事項……………135

1 財団債権内の優劣の再検討……………135

2 債務不履行を回避する規定の検討……………136

14 共益債権・財団債権の供託

……………〔長沢美智子〕 138

〈提言の骨子〉……………138

第1 問題の所在……………138

1 倒産債権等についての供託……………138

2 財団債権や共益債権の供託と民法の原則……………139

3 供託の有効性……………140

4 多数の共益債権者・財団債権者を抱える事案での困難性……………140

第2 破産手続における供託……………141

1 破産債権の供託……………141

2 財団債権の供託……………142

第3 民事再生法・会社更生法における供託……………143

1 再生債権ないしは更生債権の供託……………143

2 共益債権の場合……………143

第4 電子供託の方法による供託……………144

第5 取立債務とする旨の特則を設けるべきである……………145

第6 改正条項案……………146

15 双方未履行双務契約に関する提言

……………〔高井 章光〕 148

〈提言の骨子〉……………148

第1 双方未履行双務契約の解除権行使時期に関する改正提言……………150

1 現行法に関する運用上の問題点……………150

2 改正提言……………151

第2 双方未履行双務契約が性質上可分な場合の取扱いの明文化……………153

1 現行法に関する運用上の問題点および学説の状況……………153

2 改正提言……………153

第3 解除権行使の場合の反対給付価額償還請求権を倒産債権と

する提言……………154

1 現行法に関する運用上の問題点……………154

2 学説の状況……………155

3 改正提言……………156

第4 雇用契約を解除する場合の権利濫用法理の適用の排除……………157

1 現行法に関する運用上の問題点……………157

2 学説の状況……………158

3 改正提言……………158

16 継続的給付を目的とする双務契約に関する提言

……………〔高井 章光〕 160

〈提言の骨子〉……………160

第1 破産法55条2項規定の相手方請求権を破産債権とする旨の

提言……………161

1 現行法に関する運用上の問題点……………161

2	学説の状況	162
3	改正提言	162
第2	破産法55条、民事再生法50条、会社更生法62条規定の「継続的給付の義務を負う双務契約」の取扱いに関し、法文上「継続的取引履行の義務を負う双務契約」とし、対象となる契約を明確化する旨の提言	164
1	問題の所在	164
2	「継続的給付の義務を負う双務契約」に関する学説	165
3	改正提言	165
17	民事再生法における評価命令（124条）と担保権消滅請求の連動	[高木 裕康] 167
	〈提言の骨子〉	167
第1	現行法の問題点	168
第2	現行法下における担保権の処理にかかる手続の流れ	168
第3	改正案の検討	169
第4	改正案により期待できる効果	171
第5	評価基準の差異	172
第6	評価命令による評価を争うことができる制度が必要か	173
第7	改正した場合、評価命令による評価は利用されるか	173
18	引渡命令（破産法156条）の改正	[俣野 紘平] 175
	〈提言の骨子〉	175
第1	はじめに	175
第2	引渡命令に関する現行破産法の規定	176
第3	検討すべき事項	176

1	適用範囲	176
2	適用対象	177
19	相殺禁止規定——破産法72条1項1号「……他人の……」	[古里 健治] 178
	〈提言の骨子〉	178
第1	破産法72条1項1号の立法趣旨等	178
1	破産法72条1項1号における相殺禁止の趣旨	178
2	代位取得した原債権の位置づけ	179
3	「自己」の債権たる求償権	179
第2	開始決定後に取得した「自己の」破産債権を自働債権とする相殺への破産法72条1項の類推適用の可否	180
1	本件最高裁判決の判旨	180
2	本件最高裁判決の位置づけ	181
3	評価——特に民法462条「その当時利益を受けた限度」との兼ね合い	182
第3	破産法72条1項1号の改正の必要性	185
20	会社分割に関する規定の整備	[三森 仁] 186
	〈提言の骨子〉	186
第1	はじめに	187
第2	濫用的会社分割に関する裁判例	188
1	最高裁平成24年10月12日判決	189
2	福岡地裁平成21年11月27日判決	192
3	福岡地裁平成22年9月30日判決	193
第3	濫用的会社分割に関する実務上の議論	195

1 濫用的会社分割の本質	195
第4 会社法改正における濫用的会社分割規制の内容・立法趣旨	
と倒産法改正	199
1 会社法改正における濫用的会社分割規制の内容・立法趣旨	199
2 倒産法改正	201
3 倒産法改正の提言	201
21 再生手続における自認債権・届出のない債権の 取扱いに関する提言	[高井 章光] 205
〈提言の骨子〉	205
第1 自認債権について認否書記載の追完を認める規定の新設	206
1 自認債権の現行法における取扱い	206
2 問題の所在	207
3 改正提言	208
第2 再生手続開始を知っている債権者が債権届出をしない場合 に失権させることができる旨の規定の新設	210
1 問題の所在	210
2 改正提言	211
第3 届出のない（認否書に記載されていない）債権の取扱いを 再生計画にて規定できる旨の規定の新設	213
1 問題の所在	213
2 最高裁平成23年3月1日判決	214
3 改正提言	215
22 再生債務者等による認否書変更の時的限界	[野中 英匡] 218
〈提言の骨子〉	218

第1 問題提起	218
第2 議論の状況	220
第3 検討	221
第4 他の法的倒産手続における考察	222
第5 改正にあたっての提言（改正案）	223
23 再建型倒産処理法における債権者平等原則の内 容の再検討	[上野 保] 225
〈提言の骨子〉	225
第1 問題意識	226
第2 再建型倒産手続における債権者平等原則の再検討	229
1 清算型倒産手続と再建型倒産手続における債権者平等の違い	229
2 信用供与の大きさに応じた債権者平等	231
3 債権発生の原因による信用供与の大きさの相違	231
第3 信用供与の大きさに応じた債権者平等の観点による再建型 倒産手続の構築	233
1 改正の方向性	233
2 具体的な提案	234
24 株主や内部者が有する債権の優先順位	[柴田 義人] 238
〈提言の骨子〉	238
第1 問題の所在（改正の必要性）	238
1 株主が有する債権	238
2 支配株主等の内部者が有する債権	240
第2 検討	241
1 株主が有する債権に関する検討	241

2	支配株主等の内部者による債権届出に関する検討	245
第3	改正提言	250
1	株主が有する債権	250
2	内部者が有する債権	251
25	複数再生計画案の投票方法	
	〔松村 昌人〕	252
	〈提言の骨子〉	252
第1	問題の所在	253
1	現行法および運用状況	253
2	現状の問題点	254
第2	考えられる立法論的解決案	255
第3	多数判定の基準（議決権額基準と頭数基準）	263
第4	改正にあたっての提言（改正案）	265
26	再生債権の一部譲渡等による弊害防止のための議決権者の頭数の固定化	
	〔秋葉 健志〕	268
	〈提言の骨子〉	268
第1	問題提起（議決権者の取扱い）	269
1	議決権者	269
2	現状の運用による問題点	269
第2	問題・弊害への対応	271
1	基準日制度の活用	271
2	一部債権譲渡等による議決権者の頭数増加の防止	273
第3	改正案	275

27	認可決定後における再生計画の変更の期限	
	〔篠田 憲明〕	276
	〈提言の骨子〉	276
第1	現行法での対応	277
1	問題の所在	277
2	実務対応	277
3	再生手続開始の再度の申立て	278
4	立法的な解決の必要性	278
第3	立法的解決	279
1	考え得る立法的解決の方法	279
2	民事再生法187条1項の改正による場合	279
3	民事再生法188条2項の改正による場合	280
4	民事再生法188条2項の改正による場合の限界	282
第4	改正の提言	283
28	配当額が少額である場合の配当の特則	
	〔権田 修一〕	285
	〈提言の骨子〉	285
第1	現行法の問題点	285
1	破産法の規定	285
2	実務上の問題点	286
第2	実際の破産手続における裁判所の運用と残される問題点	287
1	破産債権届出書用紙の工夫	287
2	少額配当金の切捨計算および切手の送付による配当	289
第3	解決策	290
1	少額配当金の受領意思の届出を不要とする	290

2	300円未満の配当額の切捨計算および郵便切手による配当を明文化する	292
第4	改正の提言	292
1	破産法111条1項4号の改正	292
2	少額配当額の切捨計算および郵便切手の送付の方法による配当の明文化	292
29	個人保証人再生手続および個人保証人の破産における自由財産の範囲の見直し	[大場 寿人] 294
	〈提言の骨子〉	294
第1	問題の所在	295
1	早期の事業再生または廃業	295
2	迅速な債権償却	296
3	経営者保証の意味合い	296
4	検討	297
第2	個人保証人再生手続	297
1	概要	297
2	手続開始の要件	297
3	再生計画の要件	299
4	物上保証の処理	301
第3	破産法上の自由財産の拡張の特則	301
1	趣旨	301
2	要件	302
3	効果	303
4	例外——経営者に不誠実な行為などがあった場合	304
5	手続	305
6	その他	305

30	個人再生手続における自認債権等の取扱い	[野中 英匡] 306
	〈提言の骨子〉	306
第1	問題提起	307
1	通常の再生手続における自認債権等の取扱い	307
2	個人再生手続における自認債権の取扱い	308
第2	個人再生手続における自認債権の取扱い	309
1	民事再生法上の原則	309
2	実務における取扱いの状況	310
3	改正にあたっての提言（改正案）	311
	• 参照条文索引	313